生産緑地買取申出に関する同意
及び
権利を消滅させる旨の書面

令和　　年　　月　　日

三　郷　市　長　あて

権利者	住所	
	氏名	印

次の生産緑地は私の権利の目的となっていますが、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の規定に基づき所有者が買取り申出をすることに同意し、同法第１２条第１項又は第２項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利を消滅させます。

なお、登記抹消手続きについては、貴職の指示に従い直ちに行います。

１　所有権以外の権利の目的となっている生産緑地の明細					
生産緑地 地区番号	所在及び地番	登記簿 地　目	登記簿 地積(㎡)	所　有　権 権利者住所・氏名	所　有　権　以　外　の　権　利 種類、内容、権利者住所・氏名
２　備　考					

添付書類　　□土地登記簿謄本　　通　　□印鑑証明書　　通

生産緑地法第１０条(抄)

生産緑地の所有者は(中略)市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもって、当該生産緑地を時価で買い取る旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、第１２条第１項又は第２項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の書面を添付しなければならない。